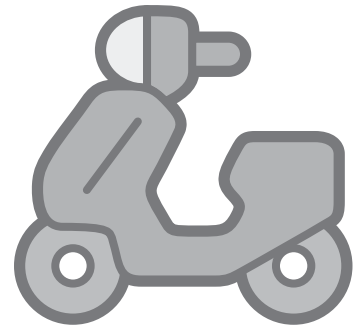


軽自動車税に関する手続きはお早めに！

軽自動車税は、毎年4月1日現在所有している方に課税されます。譲渡や死亡等による所有者の変更、または廃車等の手続きをしていない方は、お早めにお手続きください。

4月1日までに手続きが済んでいない場合、納税通知書が送付されることとなります。ナンバーをつけたままで放置してあるバイク、農耕車、軽自動車など、廃車等の手続きをしないでいると課税されることとなりますので、ご注意ください。



車種	手続き場所	手続きに必要なもの	
		名義変更	廃車
原動機付自転車 小型特殊自動車	役場税務課 ☎33-2118	<ul style="list-style-type: none"> ・標識交付証明書 ・新所有者の印鑑 ・旧所有者の印鑑または譲渡証明書 	<ul style="list-style-type: none"> ・ナンバープレート ・標識交付証明書 ・手続きする方の印鑑
軽自動車 (三輪・四輪)	軽自動車検査協会福島事務所 いわき支所 ☎0246-44-4660 (いわき市中部工業団地4-3)	<ul style="list-style-type: none"> ・車検証 ・新所有者の住民票 ・新所有者の印鑑 ・旧所有者の印鑑または委任状 	<ul style="list-style-type: none"> ・ナンバープレート ・車検証 ・所有者の印鑑または委任状（法人の場合は法人の印鑑）
二輪車 (126cc～250cc)	社団法人福島県軽自動車協会 いわき支所 ☎0246-72-0656 (いわき市中央工業団地4-4)		
二輪の 小型自動車 (251cc以上)	いわき自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2016 (いわき市内郷綴町舟場1-135)		

※軽自動車や二輪の小型自動車については、「福島県自家用自動車協会棚倉支部（☎33-3028）」でも代行手続きができます。

軽自動車税の減免制度について

身体障がい者や精神障がい者等の方が利用する軽自動車で、一定の要件に該当する軽自動車については減免の対象となります。



■申請時期

軽自動車税納期限(5月31日)の7日前まで

■提出書類等

- ・軽自動車税減免申請書
- ・運転する方の免許証のコピー
- ・身体障がい者手帳等のコピー
- ・印鑑
- ・障がい者以外の方が運転する場合、「家族運転証明書」または「常時介護証明書」

既に減免を受けている方につきましては、1月末までに「減免を受けた軽自動車等の現況報告書」を郵送いたしますので、2月末までに提出して下さい。

■お問い合わせ

税務課 課税徴収係 ☎33-2118

平成26年1月から、 記帳・帳簿等の保存制度の 対象者が拡大されます

個人の白色申告者のうち前々年分あるいは前年分の事業所得、不動産所得又は山林所得の合計額が300万円を超える方に必要とされていた記帳と帳簿書類の保存が、平成26年1月からは、これらの所得を生ずべき業務を行うすべての方（所得税及び復興特別所得税の申告の必要がない方を含みます。）について必要となります。

記帳・帳簿等の保存制度や記帳の内容の詳細は、国税局ホームページに掲載されていますので、ご覧ください。

詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。



消費税及び

地方消費税が変わります

平成26年4月1日から消費税及び地方消費税の税率が8%に引き上げられます。

また、今回の引き上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するため、消費税転嫁対策特別措置法によって、次のような措置が設けられました。

1 総額表示義務の特例

税込価格であると誤認されないための措置を講じていれば、税込価格による表示をしなくともよいとする特例（表示例：100円（税抜き））。

2 転嫁拒否等に関する措置

事業者間の取引で、税率の引き上げ分の転嫁を拒んだり、チラシや店頭で転嫁を阻害する表示（例：「消費税は転嫁しません。」等の表示）を規制する措置。

詳しくは国税局ホームページをご覧ください。

■お問い合わせ

白河税務署 ☎0248-22-7111

国税局ホームページ <http://www.nta.go.jp>

家屋を取り壊したときは、 役場税務課に届出を！

家屋の固定資産税は、毎年1月1日現在所有する建物に課税されます。平成25年中に家屋を取り壊した場合、届出があれば、新年度から固定資産税が課税されません。

登記をしてある家屋を取り壊した場合は、法務局に滅失登記の申請をしてください。

※住宅を取り壊して店舗や駐車場などにする場合は、土地の固定資産税が増額になることがあります。

■お問い合わせ 税務課 固定資産係 ☎33-2118

期限内納税推進運動実施中



税金は納期限内に必ず納付しましょう。

納期限は1月6日(月)です。

町県民税 …………… 4期

国民健康保険税(普通徴収分) …………… 6期

後期高齢者医療保険料(普通徴収分) …… 5期

■お問い合わせ 税務課 ☎33-2118

納税は確実に便利な口座振替で！

口座振替をすると、税金の納め忘れや、納期ごとに金融機関へ出向く手間を省くことができます。

◎便利です…納期ごとに金融機関へお出かけになる必要がありません！

◎安全です…現金を持ち歩く必要がありませんので、紛失などの心配がありません！

◎安心です…納期をうっかり忘れても、自動的に振替納税されます！

■申込場所 役場税務課、町内各金融機関、町内各郵便局、JA東西しらかわ棚倉支店

■持参物 印鑑（通帳印）、預金通帳

■お問い合わせ

税務課 課税徴収係 ☎33-2118